

(会長声明)

## 相続登記の義務化等と司法書士の役割

～民法等の一部を改正する法律等の成立に際し～

令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。

マスコミの報道にもあるとおり、現在、日本の国土では相続登記が未了である土地が広がっており、そのうち「所有者不明」の土地は全国で20%、約410万ヘクタールの面積を占め、九州本土を大きく上回る面積だと推定されています（民間有識者研究会の報告より）。所有者不明土地は国土保全、課税主義、安全保障、水源確保等の観点から早急に是正しなくてはならない問題であり、国はこれを法的に解決することを目指し、今回の法改正に繋がりました。

民法等の一部が改正されたことにより、その施行後は、不動産の所有権の登記名義人が死亡して相続が発生した場合に、原則、その相続人の方々には3年以内に相続の登記を申請しなければならない法的義務が課せられることとなります。しかしながら、期限内に相続の登記を申請することは、戸籍事項証明書等の取得は当然ながら、登記申請書などの関連書類の作成はもとより、遺言書の存在などによるケースに応じた相続人間の調整など専門的な知見を必要とすることから、国民の多くにとっては相当の負担になることが想定されます。

そこで、千葉司法書士会では、日ごろより相続の無料相談等を通じて市民の皆様様にきめ細やかなサポートを実施してきたところではありますが、相続登記が義務化されることに伴い、より一層、相続人の皆様への相談体制の充実を図り、相続登記申請の円滑化を始めとした、相続登記の促進に寄与したいと考えています（本会への相談等はトップページ参照）。

また、日本司法書士会連合会では、全国統一の受付フリーダイヤル「相続登記相談センター」（0120-13-7832<いさんのなやみに>）を設置しました。相続登記及び登記全般に関する相談について、市民のみなさまが司法書士会や司法書士に気軽に相談できる窓口として利用できます。ぜひご利用ください。

最後になりますが、司法書士は、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」として、相続手続を始めとした多くの法律事件に関与してきました。今後とも、身近な暮らしの中の法律家として、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に向けて努力していく所存です。

令和3年5月6日

千葉司法書士会 会長 長谷川 秀夫